

平成22年度 第6回安城市定例教育委員会会議録

日 時 平成22年8月19日(木) 午後3時30分

場 所 安城市体育館第4会議室

出席した委員 大見 宏 委員長  
杉浦辰子 委員長職務代理者  
鳥居勇夫 委員  
榊原ちさと 委員  
本田吉則 教育長

出席した職員 石川義彦 教育振興部長  
都築昭彦 生涯学習部長  
神谷敬信 生涯学習部次長兼生涯学習課長  
平岩八尋 総務課長  
杉山春記 学校教育課長  
岩瀬慎次 給食課長  
杉浦講平 体育課長  
加藤喜久 中央図書館長  
杉山洋一 文化財課長  
宮川 守 総務課課長補佐

傍 聴 者 なし

開 会 午後3時32分

日 程

第 1 前回会議録の承認

平成22年8月5日開催の定例教育委員会会議録を承認

第 2 委員長、教育長等の報告

<委員長>

8月18日 教育講演会

<教育長>

8月 6日 教務主任研修会

三河教育研究会道德部夏季研修会

8月 6日 安城七夕まつり開幕セレモニー

七夕招待歓迎会(新城市作手地区小学校)

- 8月 7日 七夕招待お別れ会(新城市作手地区小学校)
- 8月 8日 七夕招待歓迎会(根羽中学校)  
安城七夕まつり中日絵画コンクール表彰式
- 8月 9日 七夕招待お別れ会(根羽中学校)
- 8月17日 西三河市町村教育長会議(岡崎市)  
西三河地区地方教育事務協議会幹事会(同市)
- 8月18日 教育講演会  
三河教育懇談会(岡崎市)
- 8月19日 定例校長会

以上に出席しました。

### 第 3 議 題

な し

### 第 4 報告事項

- (1) 平成22年度安城市中学校選手権大会等の結果について  
報告事項(1)について学校教育課長説明する。

委員長：結果は例年に比べるとどうでしたか。

学校教育課長：昨年度と比べまして、特に全国大会では昨年度は3名が  
出場しておりましたが、今年度は3倍弱の数字であります。県大会あ  
るいは西三河大会につきましては、ほぼ同じであります。若干今年度  
の方が上回っております。

- (2) 平成22年度放課後子ども教室の実施について  
報告事項(2)について生涯学習部次長説明する。

[質疑なし]

- (3) 市民ギャラリーコレクション展の開催について  
報告事項(3)について生涯学習部次長説明する。

[質疑なし]

- (4) 第48回安城市子ども会ソフトボール中央大会並びに第26回安  
城市子ども会フットベースボール大会の開催について  
報告事項(4)について生涯学習部次長説明する。

[質疑なし]

- (5) 第41回安城市民盆踊りの集いの開催について

報告事項（５）について生涯学習部次長説明する。

[質疑なし]

（６）第３１回安城選手権大会秋季競技会について

報告事項（６）について体育課長説明する。

[質疑なし]

（７）特別展「親鸞聖人像の原点 安城御影」の開催について

報告事項（７）について文化財課長説明する。

鳥居委員：チラシを配る対象は。

文化財課長：市内で申しますと、公民館であるとかそういう施設にも置かしていただきますし、あるいは県下にとどまらず美術館、博物館の交流のあるところには送らせていただいています。それから、町内会の回覧でも回覧部数だけ町内会にはお渡しをして、地域の方には見ていただいています。親鸞聖人像の原点であります真宗の開祖なんですね親鸞聖人は。そういう意味で、真宗の寺院の方、そういう所へは別院を經由してお送りしています。

杉浦委員：この作品は期日があるということですね。この期間全部は見るわけにはいかなくて。

文化財課長：複製の物が前半は出ます。複製と実際の重文の安城御影を見比べていただくのもよろしいかと思えます。厳密に申し上げますと、安城御影と言っておりますのは、今回展示する東本願寺の安城御影以外に、西本願寺にも安城御影があります。一番の元は西本願寺のものですが、それは親鸞聖人の顔の辺りが剥落していたりして、よく見えない状況ですが、国宝指定になっています。今回西本願寺のものはお借りできませんが、全国のお寺で安城御影に影響を受けた安城御影という絵画が他にもありまして、他に５点ほど今回の展示の中では、北陸の方のお寺であるとか、愛知県内のお寺であるとか、そういった所からも安城御影と名付けられたものを展示します。

教育長：今言ったようなことは、チラシからではわからない。不親切ではないですか。

委員長：お金をとって入ったら、本物ではなくて複製のものしかなかったと。後から、複製だったのかと、苦情がでるかもしれません。

杉浦委員：ここに一筆書いておいて欲しかったと思います。

文化財課長：これだけの展示ではございませんので。

杉浦委員：いくらそうでも、これが見ものだよと言っている限りは。この原画はいつからいつまで展示しますと、書いて欲しかった。

教育長：有料で見せる以上は、これがいつ展示されるということはチラシに表示しないと、お客さんから苦情が出る。実際に苦情が出たらどうするの。

委員長：10月4日からしか本物は展示されないですね。

文化財課長：重要文化財としての展示公開期間があります。

杉浦委員：美術館でも但し書きで、いつからいつまでは前半を飾ります、後半はいつからいつまでですということは、やはり記載してあることがかなり多いと思います。お客さんに対して、見せたいという思いは、きちっとした形で伝えていかないと、折角これを楽しみにして来たのに複製だったと。見せる側としては失礼な話ではないですか。

委員長：これは報告事項なので、決議をすとかいうことではないものですから、この報告に関してはそういう意見が出たということで対応を考えてもらえばいい。

文化財課長：ご指示のとおり複製表示がわかるような修正をしていきますのでよろしくお願いします。

## 第 5 その他

なし

閉 会 午後 4 時 1 5 分